

欠損金の繰越し

1. 制度の概要

災害損失金及び青色申告法人の欠損金については、5年間の繰越しが認められる。

2. 繰越期間の特例

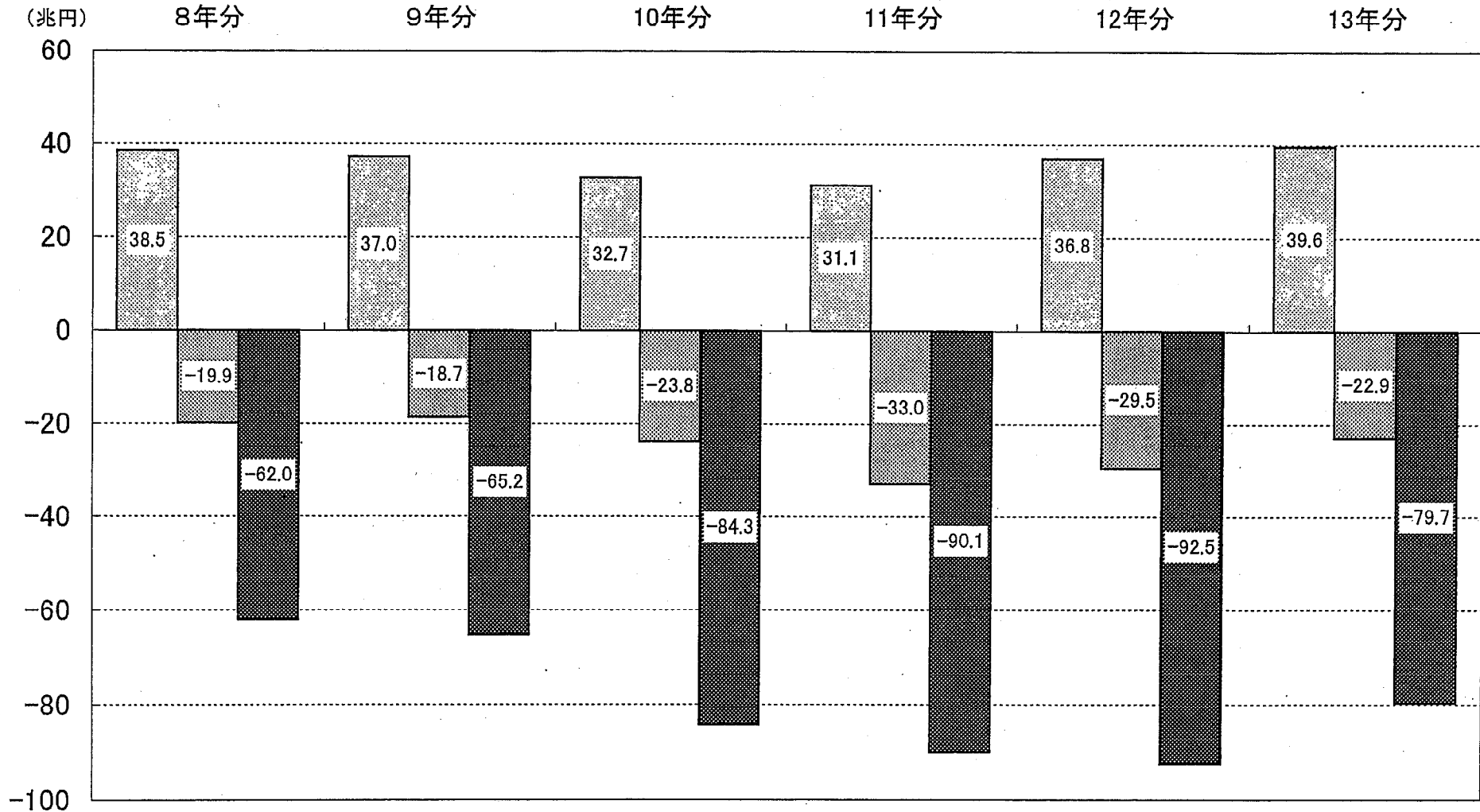
産業活力再生特別措置法の事業再構築計画の認定事業者の同計画に基づく設備廃棄等による欠損金等、一定の場合には7年間の繰越しが認められる。

(参考)

欠損金の繰越期間の延長は、帳簿保存期間（5年又は7年）、除斥期間（5年、不正の場合は7年）との整合性が必要。

- ・ 過去の欠損金が適切かどうかを確認するためには、帳簿の保存が必要であるが、帳簿保存期間を延長することになれば、すべての企業に相当の事務負担となる。
- ・ 課税庁が不適切な点を確認した場合、それを更正決定できるようにしておく必要。
除斥期間（更正決定できる期間）を延長することになれば、すべての企業が、より長期間にわたって更正決定の対象となりうることになる。

所得金額と欠損金額の推移

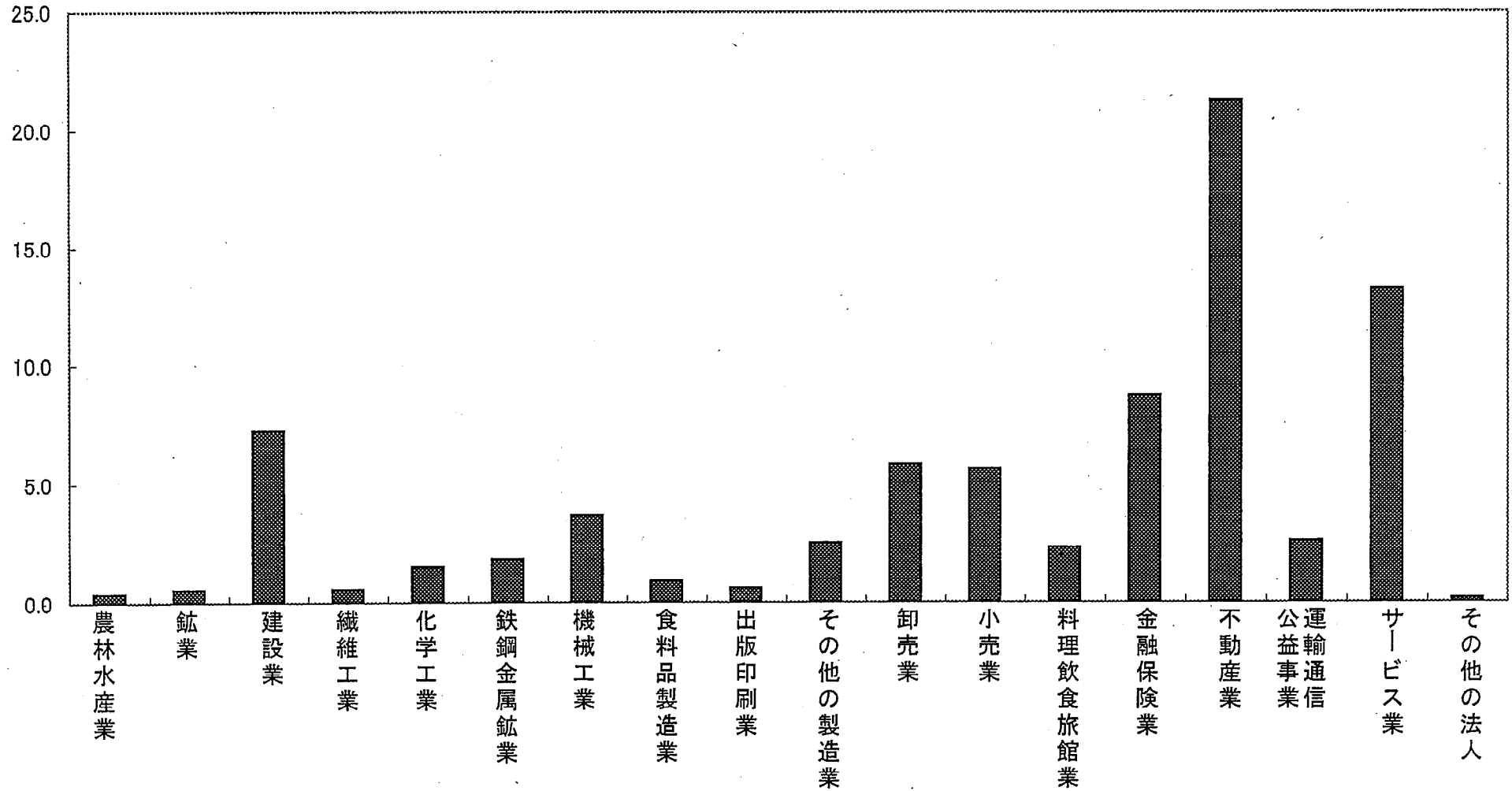


(注) 1 「当期所得」は、繰越欠損金額控除後の金額である。
 2 「税務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)による。

当期所得金額
 当期欠損金額
 翌期繰越欠損金額

業種別繰越欠損金

(兆円)



(注) 全産業合計では79.7兆円である。
 (備考)「平成13年分法人企業の実態」(国税庁)による。

欠損金の繰越・繰戻期間、簿書等の保存期間、除斥期間、立証責任の国際比較(未定稿)

		日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス
欠 損 金	繰越期間	5 年	20 年	無期限	無期限	5 年
	繰戻期間	1 年 (注1)	2 年 (注2)	1 年	1 年 (注3)	3 年
簿書等の保存期間		5、7 年	無期限	6 年	6、10 年	6 年
除斥期間 (注4)		5 年 (不正の場合は 7 年)	3 年 (不正の場合は無期限)	6 年 (不正の場合は 21 年)	4 年 (注5) (不正の場合は 10 年)	3 年 (注5) (詐欺で告訴され た場合は 5 年)
立証責任		課税庁	納税者	納税者	納税者 (注6)	課税庁

(注1) 平成4年4月から適用停止中(平成16年3月まで)。なお、設立後5年以内の中小法人等については、本停止措置から除外し、欠損金の繰戻し還付を認める措置を講じている。

(注2) 時限措置として、2001年及び2002年に終了する課税年度に発生した欠損金に限り、繰戻期間が5年間に延長されている。

(注3) 繰戻しの対象となる欠損金の限度額は511,500ユーロ(6,086万円、1ユーロ=119円で換算)。

(注4) 各国とも原則的な期間をあげており、過少申告や過失の程度等により例外が認められる場合がある。

(注5) 起算日は、原則、申告書提出日の属する年の翌年。

(注6) 経費や税務上の特典についての場合であり、納税者の収入については、課税庁に立証責任がある。